

石川県公報

平成 24 年 10 月 4 日 (木曜日)

号 外

(第 63 号)

目 次

規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則
(税 務 課) 1

規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四十号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十二条」に、「第五十四条・第五十五条」を「第五十三条 第五十五条」に改める。
第四十六条の二中「第四十一号の三様式」を「第四十一号の二様式」に改める。

第四十七条から第五十二条までを次のように改める。

第四十七条から第五十二条まで 削除

第二章第六節中第五十三条を次のように改める。

(日常生活支援利用)

第五十三条 条例第二百二十二条第一項第二号ロに規定する通学、通院、通所、生業その他の日常生活に必要不可欠な利用として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 学校又は知識向上、技能習得等を目的とする機関に通学するための利用
- 幼稚園、保育所その他保育又は教育を行う施設に通園するための利用
- 身体障害者等の疾病又は障害の抑制、治療若しくは機能回復のための医療行為を行う機関に継続的に通院するための利用
- 身体障害者等の更生又は自立のための訓練又は指導を行う施設に通所するための利用
- 生活の資を得るために行つ事業その他の生業のための利用
- 勤務先等に通勤するための利用
- 前各号に掲げるもののほか、身体障害者等が自らの障害等のために自動車を運転できない場合の利用

第五十五条を次のように改める。

(身体障害者等の範囲)

第五十五条 条例第二百二十二条第四項に規定する規則で定める身体障害者等の範囲は、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 身体障害者 別表第三又は別表第四に定める障害を有する者
- 戦傷病者 別表第五又は別表第六に定める障害を有する者
- 知的障害者 石川県療育手帳規則(平成十二年石川県規則第三十九号)第三条に規定する重度の障害を有する者
- 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和三十五年政令第百五十五号)第六条第三項に規定する一級の障害を有する者

附録第五号中「附録第七十三条の十一第五号」を「附録第七十三条の十一第五号」に改題し、
 記載したの図表を掲げる。

別表第 3 (第55条関係)

本人運転の場合の身体障害者の範囲

障 害 の 区 分		障 害 の 級 別
視覚障害		1 級から 5 級までの各級
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級及び 5 級
音声機能障害		3 級 (頸部に気管孔を設け呼吸しなければならないものに限る。)
上肢不自由		1 級及び 2 級
下肢不自由		1 級から 6 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級及び 5 級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 (一上肢 のみに運動機能障害が ある場合を除く。)	1 級及び 2 級
	移動機能障害	1 級から 6 級までの各級
心臓機能障害		1 級及び 3 級
じん臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
小腸の機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級

備考 1 この表において「本人運転」とは、条例第122条第 1 項第 2 号イ又は第141条第 1 項第 3 号イに該当するものをいう。

2 この表において「障害の級別」とは、身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第 5 号に規定する障害の級別をいう。

別表第 4 (第55条関係)

家族・介護者運転の場合の身体障害者の範囲

障 害 の 区 分		障 害 の 級 別
視覚障害		1 級から 5 級までの各級
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級及び 5 級
音声機能障害		3 級 (頸部に気管孔を設け呼吸しなければならないものに限る。)
上肢不自由		1 級及び 2 級
下肢不自由		1 級から 3 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 (一上肢 のみに運動機能障害が ある場合を除く。)	1 級及び 2 級
	移動機能障害	1 級、2 級及び 3 級 (一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)

心臓機能障害	1 級及び 3 級
じん臓機能障害	1 級及び 3 級
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級
小腸の機能障害	1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級
肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級

備考 1 この表において「家族運転」とは、条例第122条第 1 項第 2 号ロ又は第141条第 1 項第 3 号ロに該当するものを、「介護者運転」とは、条例第122条第 1 項第 2 号ハ又は第141条第 1 項第 3 号ハに該当するものをいう。

2 この表において「障害の級別」とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に規定する障害の級別をいう。

別表第 5 (第55条関係)

本人運転の場合の戦傷病者の範囲

障 害 の 区 分	障 害 の 項 症 及 び 款 症
視覚障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第 2 項症までの各項症（頸部に気管孔を設け呼吸しなければならぬものに限る。）
上肢不自由	特別項症から第 4 項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症

備考 1 この表において「本人運転」とは、条例第122条第 1 項第 2 号イ又は第141条第 1 項第 3 号イに該当するものをいう。

2 この表において「障害の項症及び款症」とは、恩給法（大正12年法律第48号）別表第 1 号表ノ 2 又は同表第 1 号表ノ 3 に規定する障害の項症及び款症をいう。

別表第 6 (第 55 条関係)

家族・介護者運転の場合の戦傷病者の範囲

障 害 の 区 分	障 害 の 項 症
視覚障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第 2 項症までの各項症 (頸部に気管孔を設け呼吸し なければならないものに限る。)
上肢不自由	特別項症から第 4 項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第 4 項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第 4 項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症

備考 1 この表において「家族運転」とは、条例第 122 条第 1 項第 2 号口又は第 141 条第 1 項第 3 号口に該当するものを、「介護者運転」とは、条例第 122 条第 1 項第 2 号八又は第 141 条第 1 項第 3 号八に該当するものをいう。

2 この表において「障害の項症」とは、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) 別表第 1 号表ノ 2 に規定する障害の項症をいう。

石川県税条例施行規則様式目次中「事業協同組合等関係」を「農地保有合理化促進事業関係」に、「自動車税 減免申請書」を「自動車取得税 減免申請書」に改め、「第七十号の様式から 自動車取得税 減免申請書」を「自動車税 減免申請書」に改め、第七十九号様式まで 削除 を記す。

第三十九号様式 (その二) から第四十一号様式 (その一) を次のように改める。

第四十号様式 削除

第六十八号の三様式 (その一) を次のように改める。

第68号の3様式 (その1)

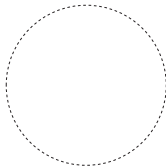
自動車取得税・自動車税 減免申請書 (身体障害者等関係)

整理番号

石川県知事 様

年 月 日

受付印



(納税義務者) 申請者

Table with fields for address (住所),フリガナ (Furigana), name (氏名), and telephone number (電話番号).

次のとおり 自動車取得税・自動車税 の減免を申請します。

1 今回申請により減免を受けようとする自動車

Table for vehicle registration details including registration number (登録番号), acquisition date (取得), purpose of use (使用の目的), and reasons for application (申請の理由).

2 身体障害者等の状況

Table for disability status including address (住所), name (氏名), birth date (生年月日), and type of disability certificate (手帳の種類).

3 運転者の状況

Table for driver status including address (住所), name (氏名), and driving license type (運転免許の種類).

減免対象範囲・障害区分コード表 (Code table for exemption eligibility and disability categories)

Large table mapping disability categories (e.g., visual, hearing, mental) to levels (1-6) and codes.

コードに「本」がついている等級は「本人運転 (本人所有)」のみ減免適用となる等級です。

Table for administrative processing including county agent (県担当者) and registration status (登録状況).

第六十八号の三様式(その二)の「自動車税 減免申請書」を「自動車取得税 減免申請書」とし、「自動車税 自動車取得税」を「自動車取得税 自動車取得税」とし、「自動車取得税 自動車取得税」を「自動車取得税 自動車取得税」とし、同様式欄の「自動車税及び自動車

取得税」を「自動車取得税及び自動車税」とし、同様式欄の「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税 又は自動車税」とする。

第六十九号の二様式から第七十九号様式までを削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお相当の間、所定の記載を して使用することができる。